

4 那国運第 1 号
令和 4 年 1 0 月 3 日

那珂川市長 武末 茂喜 様

那珂川市国民健康保険運営協議会
会 長 津 留 渉

那珂川市国民健康保険税の税率の改定について（答申）

令和 4 年 5 月 2 4 日付 4 那市第 6 2 5 号で諮問のあったことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 答申

令和 5 年度的那珂川市国民健康保険税率を次のとおりとすることが適当である。

（1）医療給付費分

均等割 25,800 円を 27,900 円に改定すること。

平等割 25,800 円を 27,200 円に改定すること。

（2）後期高齢者支援金等分

所得割 1.98%を 2.10%に改定すること。

均等割 7,400 円を 8,900 円に改定すること。

平等割 7,400 円を 8,700 円に改定すること。

（3）介護納付金分

所得割 1.61%を 1.65%に改定すること。

均等割 15,500 円を 18,500 円に改定すること。

2. 答申理由

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大、ウクライナ情勢の影響による物価高など、先行きが見えない厳しい状況が続いており、このような中で国民健康保険の被保険者に新たな税負担を強いる税率改定は、慎重に実施すべきである。これまで、令和2年度の本協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮し、改定時期の先延ばしを答申した経緯もある。

しかしながら、本市においては、一般会計からの赤字繰入が未だに解消しておらず、本来、国民健康保険の被保険者が負担すべき赤字繰入の不足額を被保険者以外の市民の方が負担しており、税負担の均衡が図られていない。このことは、税負担の公平性の視点からも解決しなければならない大きな課題である。

また、国保制度改革による国や県の動向を踏まえれば、赤字繰入を解消するため、令和6年度までに「標準保険料率」の水準まで改定せざるを得ない現況である。

このような状況を踏まえ、本協議会は令和6年度の税負担増が過大にならないように十分配慮し、以下のような意見を踏まえたうえで、令和5年度も税率改定を行うべきであるという結論に達した。

- (1) 中長期的な視点を持ち、国民健康保険の財政運営を行う
- (2) 被保険者の急激な負担増にならないよう配慮し、令和6年度までに「標準保険料率」の水準まで改定する
- (3) 令和5年度の税率の改定については、令和4年度の「標準保険料率」と現行税率を比較し、その差のうち、1/2相当（医療分の所得割については据え置き）を引き上げる

3. 附帯意見

- (1) 税率の改定を行うが、市においては医療費抑制に取り組み、国民健康保険財政健全化に向けて引き続き努めること。
- (2) 国民健康保険事業の運営状況について、検証を行ったうえで本協議会に毎年度報告を行い、市全体にも公表を行うこと。
- (3) 税率改定にあたって、被保険者への周知活動を十分に行い、被保険者の理解を得るよう努めること。

- (4) 国民健康保険税(料)の県内均一化に向けた取り組みが進められているが、市町村間で財政負担の不均衡が生じないようにするなど真の均一化に向けた取り組みとなるよう福岡県および国へ要望していくこと。